

(別紙1)

令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

一般的に食関連産業は、「生産効率が低い」、「定着率が低い」と言われており、人材の確保および育成が大きな課題となっている。

本事業は、みえ食の“人財”育成プラットフォーム（以下、プラットフォームという）の会員企業および県内の学生等を対象に交流の場を提供することで、企業が学生等に対して自社および業界の仕事内容や魅力をアピールして、学生等が県内食関連企業への関心を高めるきっかけとし、食の人材確保につなげることを目的とする。

2 業務内容

(1) 委託業務名

令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 仕様

別添「令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託業務仕様書」のとおり

3 契約上限額 1, 682, 785円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年7月24日（金）15時必着

(2) 質問の方法

電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。
質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

下記17の担当所属に提出してください。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年7月28日（火）までに、三重県ホームページの「みえ食の“人財”育成プラットフォームのページ」に掲載します。

質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認してください。

ただし、質問及び回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

6 参加資格確認申請及び確認結果の通知

本業務を受託しようとする者は、プラットフォームに対し、この企画提案コンペの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年7月30日（木）17時必着

(2) 提出方法

電子メールによりタイトルに「令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託企画提案コンペ参加資格確認申請書の送付」と明記し、送信してください。

(3) 提出先

下記17の担当所属に提出してください。

(4) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 役員等に関する事項（第2号様式）

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）

エ その他、上記アに記載の添付書類一式

(5) 参加資格確認結果の通知

令和8年8月12日（水）までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

7 企画提案書等の提出

上記6（5）により、参加資格確認を受けた者は、以下により企画提案書等を提出してください。

(1) 提出期間

参加資格確認結果通知から令和8年8月21日（金）12時まで

(2) 提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便で送付してください。

(3) 提出先

下記17の担当所属に提出してください。

(4) 提出資料及び部数

ア 企画提案書（A4サイズ・任意様式） 8部（正本1部、副本7部）

【業務の実施体制】

・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）

【提案書の概要】

・提案内容のポイント

【交流座談会の計画・運営】

・具体的な実施内容、スケジュール

・実施予定場所、時期、タイムスケジュール

・参加企業候補及びその選定理由

- ・参加企業を募集するためのアプローチ方法
- ・参加決定後の企業との調整方法
- ・参加学生等への効果的な周知・募集方法
- ・参加企業と参加学生等が交流を図るための効果的な運営方法

【SNS等発信力がある媒体を活用した情報発信】

- ・具体的な活用予定媒体と実施内容

【業務実施スケジュール】

- ・令和8年9月中旬の契約締結を前提に、契約締結から3月19日までのスケジュール

※過去3年間に、当該業務と類似の業務実績があれば、記載すること。

イ 見積書

8部（正本1部、副本7部）

- ・正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。（発行責任者と担当者は同一でも可）
- ・経費は個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費及び経費ごとの課税・非課税の別が分かるように記載すること。
- ・見積書には消費税抜きの額及び消費税込みの額の両方を記載することとし、消費税込みの額が上限額を超えないようにすること。

ウ 提案事業者の概要書

8部（正本1部、副本7部）

エ その他提案にかかる参考資料（任意）8部（正本1部、副本7部）

8 審査の実施及び選定結果の通知

プラットフォームは、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定します。

（1）企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

ア 目的適合性

- ・仕様書の事業目的に合致した提案となっているか

イ 企画性（配点×2）

- ・事業目的を達成するための効果的な提案内容となっているか。
- ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。

ウ 専門性（配点×2）

- ・本業務を遂行する上で必要な知識、経験及びノウハウを有しているか。

エ 業務遂行能力

- ・実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・業務遂行に必要な人材を配置し、期限内に履行できる体制を整えているか。

オ 経済合理性

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

（2）第1次審査（書面審査）の実施

提案者が多数の場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定します。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知します。

第1次審査により落選とされた提案は第2次審査の選定対象から除外します。

（3）第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定します。

ア 実施日時

- ・令和8年9月1日（火）午前（予定）

イ 実施場所

- ・オンライン（ZOOM を予定）

ウ 内容

- ・プレゼンテーション 15 分、質疑 10 分（予定）

エ 方法

- ・提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとします（画面共有による説明は不可）。

オ 選定結果通知

- ・提案したすべての者に対し、令和 8 年 9 月 3 日（木）までに電子メール又は電話により通知します。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、令和 8 年 9 月 10 日（木）までに次の書類を提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 ヶ月以内に発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま
- (3) 契約は、プラットフォーム事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとします。）

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

- 13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
ア 断固として不当介入を拒否すること。
イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。こと。
ウ 発注所属に報告すること。
エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 16 その他
(1) 企画提案に関する事項
ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づきプラットフォーム（事務局である三重県）が判断することとなります。
(2) 契約に関する事項
ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもってプラットフォーム（事務局である三重県）に譲渡されるものとします。
ウ 委託料は、委託業務が完了し、プラットフォーム（事務局である三重県）の検査に合格した後に支払うものとします。
エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意してください。
(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件
次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し２以上の見積をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
 - オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
 - カ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (４) この参加仕様書に定めのない事項については、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム規約」に定めるところによるものとします。

17 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町１３番地

みえ食の“人財”育成プラットフォーム 事務局

三重県 雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：太田、小久保

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024 電子メール：syokusan@pref.mie.lg.jp